

Langue et Histoire du Canada Francais : Autour du Quebec

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 孝江 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/3767

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



フランス系カナダのことばと歴史

— ケベックを中心に —

Langue et Histoire du Canada Français

— Autour du Québec —

松 田 孝 江

1. はじめに

旅の魅力が新しい世界の発見であるとしたら、その土地のことばに出会うことも喜びのひとつである。フランス語をテーマに旅をすると、ベルギー、ルクセンブルク、スイスなどフランスに接する国々では、もともとそこに暮らしていた人々がいて、国境線はあとから引かれたことが多く、国境の内と外でフランス語が劇的に変化することはない。ヨーロッパ大陸を離れて、フランス人たちがいとこ *cousins* と呼ぶフランス系カナダ人たちの住むケベック州へことばの旅をしたのは2004年夏のことであった。モントリオールに着いた日、テレビやラジオから流れるアナウンサーのフランス語にはさしたる違和感もなく、これなら大丈夫と思って翌日町に繰り出した。ところが市中で交わされるフランス語の響きは、パリのフランス語とはかなり異なるものであった。試みに、モントリオール大学生涯教育学部の夏期講座「ケベック現代史」に出てみたところ、受講者は国際色豊かな35名ほどのグループで、教室にはさまざまなフランス語が飛び交ったが、もっとも聴き取り難かったのは、ガイドをしているというお喋り好きな地元男性だった。この独特の響きを持つケベックフランス語は、フランス系カナダの人々の歴史が凝縮したものと言える。〈ケベックフランス語事始〉として歴史のなかにケベック語の姿を追ってみることにする。

2. ニューヴェル・フランス誕生とその後の運命

北欧ヴァイキングは、紀元1000年頃からカナダ東部の臨海部を探検し、ポ

ルトガル人やバスク人たちも、セントローレンス川河口までやってきては捕鯨をしていたが、この地に定住することは考えなかったらしい。1497年には、イタリア人航海士ジョン・ガボットが、ヘンリー7世の特許状を得てニューファンランド島周辺を探索した。この事実は、後年イギリスがこの地の帰属権を主張する根拠として引かれはしたものの、この航海が入植者をもたらしたという記録はない。

ジャック・カルチエがフランソワ1世の命を受けてセントローレンス湾内まで航行したのは、1534年のことであった。彼は翌年の航海で、セントローレンス川を遡ってモントリオールまで達したが、この探検の記録を『航海記』¹⁾として残している。しかしフランスによる北米への植民活動が本格化するのには、宗教戦争が終息に向かう17世紀に入ってからのことであった。フランス西部サントンジュ地方出身のサミュエル・ド・シャンプランは、17世紀初頭、数回にわたってこの地を探検し、1605年にはポール・ロワイヤル(現ノヴァスコシア州アナポリス・ロイヤル)に上陸、アカディア地方(現ノヴァスコシア、ニュー・ブランズウィック、プリンス・エドワード島地域)の植民に道を開いたとされる。しかしこの一連の探検の主役は、サントンジュ地方の港町ロワイヤン *Royan* 生まれの貴族で、ロワイヤンを臨む丘 *Mons* の村の領主 *Pierre de Dugues de Mons* であった。デュガは資金を出して探検隊を組織したが、ベテラン航海士だったシャンプランは、求めに応じて“ボランティア”としてこれに参加したのだった。²⁾ 探検隊の一行は、1607年に一時フランスに戻った。翌1608年、デュガは再び装備を整えたうえ、今度はすべてをシャンプランに託して一行を新開地に送り出した。デュガの命を受けたシャンプランは、後にケベック州の州都となるケベック市に居を定め、セントローレンス川沿いの植民への基礎を築いた。1627年、ルイ13世の宰相リシュリューは百人会 *Cent-associés* という会社を創設し、北米のフランス植民地ヌーヴェル・フランスの経営を委ねたが、原住民との戦いのなかで植民活動は一向に進展しなかった。1663年以降、ヌーヴェル・フランスはルイ14世によって国王直轄の植民地とされた。

18世紀は英仏の植民地争奪戦が高まりをみせた時代である。スペイン継承戦争でルイ14世は敗北を喫し、1713年のユトレヒト条約によってハドソン湾沿岸とニューファンランド島に加え、臨海部のフランス植民地アカディアのイギリスへの帰属が決定した。アカディアのフランス系入植者たち

は、当初この地に留まることを許されていたが、英仏両国が緊張度を増していた1755年、1万2000人のフランス系アカディア住民は強制退去を迫られた。彼らは北米を南下して、現在のマサチューセッツ、コネティカット、ニューヨーク、サウスカロライナ州にあたる方面への移住を余儀なくされた。

1763年にルイ15世が7年戦争に敗れたことは、北米仏領植民地の命運を左右する結果を招いた。ヌーヴェル・フランスと呼ばれていたカナダの仏領植民地は、すべてイギリスの支配下に移ったのである。本国から切り離されたフランス系住民はどうなったか。7年戦争が終結した頃のカナダには、7万から7万5000人のフランス系住民がいたとされる。入植者たちのうち、富裕層は本国フランスに帰還し、約6万5000人のフランス系住民が残された。社会の中樞をなす司法・行政・財政・通商などの権限はすべてイギリス系支配層が掌握し、フランス系住民は、農民や手工業者、小商人たちであった。

北米大陸に広大な属領を所有することになったイギリスにとって、植民地経営は大きな課題であった。この時から、今日の連邦制カナダに脱皮するまでの一世紀間に、カナダ統治に関してイギリスは5回の法改正を繰り返すことになる。その第一号は、領土拡張が決定した1763年のジョージ3世による「国王宣言」である。「国王宣言」によって、旧ヌーヴェル・フランス地域はケベックと呼ばれることになった。また南部で接する既存の植民地とケベックの間に境界線を定め、一定のルールに従って植民地経営を行うとした。しかしケベックの将来にとってとりわけ重要な意味を持つことになる法律は2回目のもので、1774年に施行された「ケベック法」である。ケベック法は、ケベックのフランス系住民の特質を大幅に認めていたが、これには当時東海岸の英領植民地が不穏な動きを見せていた背景があった。カナダをも巻きこんで独立を達成しようとする東海岸植民地に対抗するために、イギリスは“ケベック懐柔策”を必要としていたのである。ケベック法はケベックの住民に、選択的イギリス刑法とフランス民法の適用、ローマ・カトリック信仰の自由、カトリック教徒への公職開放を認めていた。またケベック領が大幅に拡大する方向で植民地間の境界線を変更したが、これは南の植民地の反感を買った。1775年に始まったアメリカ独立戦争はイギリス側の敗北に終わり、1783年のパリ条約によって13州からなるアメリカ合衆国が誕生した。この独立戦争の混乱のなかで、北に逃れてきた王党派は約5万人とされ、その多くはニュー・ブランズウィックに入植したが、一部はケベック西部に移

り住んだ。新たな土地を必要とした彼らは、ケベック法に基づく土地所有条件に不満を抱き、本国に請願書を送った。そうした流れのなかで、ケベックは新たに再編される段階を迎えることになる。

1791年、イギリスは「立憲条令」(別名カナダ法)を発令した。これはケベックを二つに分割した上で、植民地総督のもと、内閣にあたる行政評議会、上下両院に相当する立法評議会と立法議会を双方に設置するというものであった。このときロワー・カナダと名づけられた東部がその後北に領土を拡大し、今日のケベック州になっていく。当初公用語は英語のみとされたが、激しい議論の末、1793年からは議会や法廷でフランス語も使用できることになった。議会制度の到来によって新しい政治指導者層が生まれ、彼らは行政府に対する不満を募らせていったが、それはロワー・カナダばかりでなく、アッパー・カナダでも特権階級糾弾の声が高まっていった。時を同じくして発生した両地域での反乱に、本国政府は新たな対応を迫られることになった。

1840年にイギリスは「連合法」を発令し、アッパー・カナダとロアー・カナダを統合して、(連合)カナダ植民地とした。これによって両地域はカナダ・ウェスト、カナダ・イーストと改称され、双方から選出された同数の議員で議会が構成された。当時の推定人口は、西部カナダのイギリス系住民が約40万人、東部カナダではイギリス系15万とフランス系45万の計60万人であった。本国政府は、統合によってイギリス系住民が西部から東部へ流入し、結果として東部フランス系のイギリス系への同化が進展することを期待していた。そのため議会用語を英語と規定したが、フランス系の強い反発にあい、1848年にはフランス語も認められた。³⁾

1867年にイギリス議会は新たに「英領北アメリカ法」(The British North America Act、通称BNA法、「1982年カナダ法」に基づいて、後年「1867年憲法」と名称変更された)を制定した。その結果カナダ・ウェストのオンタリオ州と、カナダ・イーストのケベック州に、ノヴァスコシアおよびニュー・ブランズウィック植民地がそれぞれ州として加わり、4州からなる自治領でカナダ連邦を結成するに至った。⁴⁾4つの州政府と連邦政府はそれぞれに議会を持ち、連邦全体の権限は州議会と連邦議会に分配された。フランス系住民の多いケベックにとってこの変化は、対する英語圏の州が3倍になることを意味した。そこでこの「英領北アメリカ法」はフランス系に配慮して、教育

に関する法律の制定は州の権限とする、また連邦議会およびケベック州の議会と司法界においては、英語とフランス語を公用語とすると定めていた。

「1867年憲法」によって誕生したカナダ自治領 *Dominion of Canada* は、近代国家カナダの誕生であり、その後西方と北方に新しい州が加わって成長していく。しかし「1867年憲法」はイギリス議会が定めた法律であったため、法律改正権をカナダ側の手に移すことが課題として残された。一世紀以上経た1982年、連邦政府のトリュドー首相は、かねてから念願だった“憲法のカナダ化”をはたすべく「1982年憲法」を提案したが、独自色を強めていたケベックでは州議会がこれに反対した。こうして「1982年憲法」は、合意点をめぐって今日まで各州の立場を調整する努力が続けられている。

3. 仏領ヌーヴェル・フランス時代（1608—1760）のフランス語

臨海部アカディアとセントローレンス川流域は、ともにフランスの植民地として出発したものの、前述のようにアカディア人には18世紀半ばの強制退去という過酷な運命が待っていた。それはアカディアの地が肥沃で、地勢的にも南から他の植民者たちの流入を受けやすかったことによる。アカディア植民地はリシュリュー卿に縁の深かった、フランスは北ポワトゥー地方の住民が中心となり、トゥレーヌ、バリー、ブルターニュ地方の住民も巻き込んで、1632年から1650年にかけて89家族が移り住んだのがその始まりである。他方セントローレンス川流域には、ノルマンディー、メーヌ、バルシュ丘陵地帯、イール・ド・フランスからの人々が入植した。こちらは特に女性不足で、人口増をはかるべく、孤児としてパリヤルーアンの修道院で育てられた若い女性たちが送りこまれたが、1663年以降の最盛期10年で、770余名の女性が海を渡ったという。⁵⁾

ところでカナダの現代フランス語のルーツはどこに求められるか。当然のことながらそれは初期の段階に入植した開拓者たちのことばである。上述のように臨海部アカディアとセントローレンス川沿岸部では、入植者たちの出身地は多少異なるものの、大枠で見ればフランス北西部であった。しかし近年になって、新しい仮説を提唱した研究者たちがいる。それによれば、入植者たちは出身地で話されていた地域語 *patois* に加えて、上陸前にすでに共通語としてのフランス語を知っていたことになる。研究者たちによれば、カナダのフランス語圏諸地方のことばには多くの共通する特色があり、それらは

もともとひとつのことばから発達したと考えられるという。おそらく移住者たちは、新開地に向けて出帆する船を港で待つ数ヶ月のうちに、(共通)フランス語を学んだのではないか。その結果上陸前に、彼らは出身地の地域語—この時代の地域語は(共通)フランス語との差異が大きく、独立した別のことばとして扱われていた—に加えてフランス語をも話す、二言語話者だったというのだ。これについて伝語学者 Walter は、「大西洋や英仏海峡に面した港で話されている共通“海洋フランス語”が存在したという仮説は魅力的ではあるが、それを実証する文献は残っていない」としてこれを退けている。⁶⁾ところで Cajolet-Laganière と Martel は、植民地の人々に関する資料を、Bruneau の『フランス語史』の中に見出している。⁷⁾

J'ai trouvé [...] que les paysans canadiens parlent très bien le français (Le Marquis de Montcalm 1756, cité par Bruneau 1967 : VIII / 1073).

私はカナダの農民たちがとても上手にフランス語を話すことに気づいた。(モンカルム公爵、1756年、ブリュノ著『フランス語史』、1967年、第8巻1073頁より)

On parle ici parfaitement bien sans mauvais accent. Quoiqu'il y ait un mélange de presque toutes les Provinces de France, on ne saurait distinguer le parler d'aucune dans les Canadiennes (Bacqueville de la Potherie 1721, cité par Bruneau 1967 : VIII / 1073).

この人々はなまりが少しもない、きれいなことばを話す。フランスの地方[ことば]がほぼ全部まじり合っているのだろうけれど、一体カナダの地方でいえばどの地方のことばなのか見きわめられない。(バックヴィル・ド・ラ・ポトゥリ、1721年、ブリュノ著同上 第8巻1073頁より)

上の証言が事実を述べていたとしても、これを植民地全体の傾向とすることはできない。この時代は特に、行政官、聖職者、農民などの社会層によって日常語も大きく異なっていたからである。

4. フランス領時代(1608—1760)の教育

ここでフランス領時代の教育についてみてみよう。1608年から1760年までの移住者数は約1万人で、フランス領末期のカナダにおけるフランス系の

人口は8万人を超えていたという。これによれば150年余の間におよそ7万人が現地でも生まれたことになる。本国フランスでは、他のキリスト教国と同様に初等教育は長らく教会の手に委ねられていた。仏領時代のカナダでも初等教育に携わったのは、この地に布教活動にやってきた男子イエズス会や、女子ウルスラ会のカトリック聖職者たちであった。彼らは主要三都市であるケベック市、モンリオール、トロワ・リヴィエールに学校を開設した。中等教育を担うコレージュや、芸術・職業学校もケベック市やモンリオールに創設された。これらは財政面も含め、すべてカトリックの団体が経営に当たっていた。

5. カナダ連邦までのイギリス領時代（1760—1867）の教育

イギリス領となった初期のケベックでは、フランス系住民約6万人に対して、イギリス系住民は約500人程度しかいなかった。⁸⁾ケベック住民は植民地総督のもとで、イギリスの法律が許す範囲でフランス語の使用とカトリックの信仰の自由を認められた。フランス語とカトリックの信仰は、支配層側の英語と聖公会（＝英国国教会）信仰に対して、フランス系文化の特色を示す二大要素であった。ことばは学校教育をとおして次世代に受け継がれるものであるが、教育事業を支えてきたのは伝統的に聖職者たちであって、両者は分ち難く結びついていた。

イギリス領となって以来、修道会による教育事業はフランスからの援助金の停止や聖職者たちの減少で衰退していった。またフランスからの移住窓口も閉ざされた結果、フランス系住民の人口増は自然増のみが頼りとなった。一方イギリス系は、1791年の「カナダ法」によって土地所有の条件や定住地制限が緩和され、南からの英系住民の流入が急増した。さらに1800年代には、イギリス社会の変化もあって、本国からの移住が大幅に増えた。ちなみに1851年の統計によれば、アッパー・カナダ（オンタリオ州）の人口95万人に対し、ローア・カナダ（ケベック州）の人口は89万人となっている。フランス系が多く住むローア・カナダ内の仏系人口は、1763年から1850年までの期間に75%までに減少した。減少傾向は都市部で目立ち、1851年のケベック市では人口の40%近くをイギリス系住民が占め、モンリオールでも1831年にはイギリス系住民が過半数となり、その傾向は1861年まで続いた。

英系住民の増加と相まって、1770年代以降都市部を中心に英語系小学校が設立されていった。英語による公教育の動きは、1790年代に入ってから顕在化する。1818年には初等教育実施のための「王立知識普及機関」が発足した。1839年にダラム総督が本国政府に提出した「ダラム報告」は、当時のイギリスの立場を明確にしている。そこには、新しい教育制度のもとで学校教育を英語で行って、フランス系住民のイギリス系への同化を推進するなどの方針が提案されている。⁹⁾

教育行政機構の整備は1840年代と1850年代をとおして急速に進んだが、仏系の英系への同化は成功しなかった。母語を失う結果を招く英語による公教育には反対が強く、カトリック側も教育行政への権限を守るべく懸命になったからである。1841年に成立をみた「教育法」は、統一カナダの法律として出発したが、2年後には西部カナダが離脱し、以後はフランス系東部カナダのみを対象とした。この「1841年教育法」は、状況の変化に合わせて更新されていくが、宗教教育に関して少数宗派の分離学校設立権を追認したことは、公立学校におけるその後の宗派別教育容認へつながった。教育環境の整備は、初等教育からやがて中・高等教育に及び、1852年にはケベック市にフランス系ラヴァル大学の設立が許可された。英系大学としては、1825年にマギル・カレッジが開校している。

6. 連邦カナダ(1867年)から静かな革命期(1960年—1970年代)の教育改革とことば

ケベックの公教育は、1867年のカナダ自治領発足後もそれまでの路線を継承して、宗教関係者による関与の濃いものであった。ケベックの義務教育制度導入は、他国に比べかなりの遅れをとった。ちなみにアメリカでは、1852年の「マサチューセッツ州義務教育法」が先鞭をつけ、イギリスでは「1870年初等教育法」、フランスでは「1882年教育法」によって義務教育制度が始まり、19世紀末頃までに整備確立された。日本でも1886年の「小学校令」によって就学義務が法的に定められた。ケベックの教育関係者たちはこうした情勢、とくにフランスの情勢を知らなかったわけではない。否知っていたからこそ消極的になったのかもしれない。実際フランスの「1882年教育法(=フェリー法)」は、初等教育の“義務化・無償化・世俗化”の原則を打ち出していた。ケベックの宗教関係者たちにとって、教育の世俗化は受け入れ

難しいことであった。また保護者の立場から、教育の義務化は子供に対する親の教育の権限を侵害するものという反対意見も出された。結局ケベック州で公教育法が改正され、6歳から13歳までの義務教育が制度化されるのは1943年、無償化は翌1944年のことであった。

1960年以降にケベックでみられた一連の改革は、“静かな革命”と呼ばれる。少数のイギリス系富裕層と多数のフランス系労働者や農民たちという構図は植民地の歴史のなせるところであったが、近代化に対応できないものになっていた。とりわけ教育の民主化と近代化は、フランス系州民の地位向上にとって急務であった。具体的には、それまでの宗派・言語によって異なる複線の教育体制を見直し、学校体系を統一したものに再構築する必要があった。改革の第一歩として教育行政機構の再編がなされた。こうして1964年に教育省と教育大臣職、各種の教育委員会を束ねる教育高等評議会が設置された。政教分離を原則に掲げたが、初等・中等教育に宗教教育が含まれる限り、徹底するには無理があった。しかしカトリック側からの教育行政そのものへの関与は、カトリック内部からもその前近代性を反省する機運が生まれ、一歩退いたものとなった。一方教授言語については、仏語系と英語系の二種類の学校の設置が決まった。¹⁰⁾ 英語と仏語をめぐる議論は、フランス系社会の存続にかかわる問題として、教育の分野を超えて高まっていく。

1960年代のオンタリオ州トロントでは、フランス語を市中で使うと、「Speak white! 白人のことばを使え!」と言われることもあったという。¹¹⁾ 1763年～1867年の一世紀以上にわたるイギリスの支配は、連邦成立後100年を経た当時でも、明らかな差別として残存していた。仏系住民の当時の状況を、ケベック解放戦線FLQの理論家ピエール・ヴァリエールは、その著『アメリカの白いニグロ』(1969)の中で告発した。こうした状況を把握するために連邦政府側は1963年に「二言語・二文化についての王立調査委員会」を立ち上げたが、1967年以降に出されたその報告書は、企業、連邦公務員、軍隊内で、英系に比べ仏系は上級職へ登用されるチャンスが少ない、ケベックの仏系住民は相対的に貧しい層を成していると結論づけていた。これを受けた連邦議会は1969年、連邦「公用語法」を成立させ、英語と仏語はともにカナダの公用語であるとした。しかし「公用語法」が標榜する二言語・二文化主義は、主として英仏系以外の移民によって発展した西部州民の反発を招いた。そこでトルユドー首相は1971年の連邦議会において、「二言

語主義の枠内における多文化主義政策」声明を出したが、これは1988年の「多文化主義法」によって法律上も明文化されることになる。

1969年ケベック州では「63号法」が成立した。これは子供の教育言語選択権を父母に認めるものであった。これを放置すれば仏語系小学校の縮小、ひいてはフランス系社会の衰退を招きかねないとして、法案成立前には仏系住民の大規模な抗議運動が起こった。そうしたなかで1974年には、ケベック州の「公用語法；22号法」が制定された。これによりケベックの公用語はフランス語のみと規定され、教授言語についても1969年の「63号法」を修正して、一定基準以上の英語能力を有する子供だけが英語系学校に就学登録できるとした。

1960年代から1970年代に連邦レベルと州レベルで法律が改変されていく一方で、州政府機関内部には新たな部門が創設されていた。その中心は1961年設立の文化省で、発足と同時にその下にフランス語局 *Office de la langue française* が置かれた。フランス語局には、ケベックフランス語の質の向上をはかるとともに、言語にかかわる政策への参画が求められた。そのための資料となったのが、1972年に出された「ケベックにおけるフランス語の現状と言語権についての調査委員会報告」（通称ジャンドロ・コミッション報告）である。そしてついに1977年に「フランス語憲章」（101号法）が世に送られた。

フランス語憲章は仏語のみを州の公用語と規定し、二言語公用語を否定した。教授言語については、初等・中等教育はフランス語で行うとし、英語系学校の存続は認めるが、そこにフランス語の開講を義務づけた。また新移民者の子弟は原則として仏語系学校に登録させる。英語系学校に登録できるのは、父母・兄弟が英語で教育を受けた者に限る、とした。行政や労働・商業などの分野でも、行政機関の名称や商業広告は仏語のみの表示とすること、仏語しか話せないことを理由に従業員を解雇・差別してはならないことなど、社会全般のフランス語化をめざしていた。文化大臣の管轄下には、仏語局の他に仏語審議会と仏語監視委員会も設置された。フランス語憲章は1984年～1993年までの間に五回の部分修正が施され、看板・広告案内の英仏両語表示などいくつかの点で緩和されたが、その根幹はゆるぎなく、移民の子弟のフランス語化には成果を上げている。¹²⁾ 仏系ケベック人のことばを借りれば、フランス語憲章によって、フランス語は公的地位を目に見える形でケ

バックに獲得させた、ケベックは1759年に失った地位を一部取り戻した、¹³⁾となる。とはいえアメリカ合衆国も含む北米全体の人口からみれば、ケベックのフランス系人口は2.4%にすぎず、英語の大海に浮かぶ小さな島のようなものである。

7. ケベック標準フランス語への道

1960年代から1970年代におけるケベックのフランス語を語ることは、ケベック社会の政治、経済を語ることになるといっても過言ではないほどに、フランス語の行く末はケベック社会の存続に深く結びついていた。しかし一方でこの時期には、フランス語の質そのものに関する議論も深まった。1763年にイギリスの支配下に入ってから、地域ごとの日常話語はあっても、スタンダードな共通フランス語は育ってこなかった。それはちょうど1066年にノルマンディー公ギヨーム（＝ウィリアム1世）に征服されたイングランドで、続く200年のあいだノルマンディー地方のフランス語がイングランドの支配層のことばとなり、被支配層のことばである英語の中に大量のアングロ・ノルマン語（＝ノルマン・フレンチ）が移入された現象に似ている。ケベックのフランス語はイギリス領となってからの200年間、英語の強い影響下に置かれていた。英語の語彙を数多く取り入れ、独特の響きをもったケベックフランス語を、ややネガティブなニュアンスを込めてジュアル *Joual* と呼ぶことがある。*Joual* は、単語としては馬 *Cheval* を意味する地域語で、今日でもフランス北西部で使われていて、入植者によってケベックにもたらされた。ケベックの日常語としての *Joual* は、集団のアイデンティティと結びつけられることもあった。*Joual* 的表現をふんだんに盛り込んだ Michel Tremblay の戯曲 *Les belles soeurs* (1965) は大成功を収めたが、パリ公演では、輸出に値しない作品として国からの補助金をカットされた。*Joual* がケベックフランス語のスタンダードにならないことだけは確かだった。それでは一体ケベックフランス語の規範はどこに求めればよいのか。正統フランス語は、フランス共和国のフランス語、より厳密に言えばパリのフランス語であると思われた。しかし異なる歴史をたどってきたことばをそのまま移入してよいのか。ケベックの標準フランス語の辞典編集を任されたフランス語評議会は、三つの原則を立てた。1) ケベックにおけるフランス語の慣用を記述する、2) 他のフランス語圏と連携して作業を進める、3) 地域的特色を取り込む。こ

のような原則に立って *Trésor de la langue française au Québec* 『ケベックフランス語宝典』の準備が始まった。現在ケベックフランス語のモデルは、ラジオやテレビのアナウンサーのことばに求めることができるが、それはパリのフランス語ではなく、いわば平均的なケベック語とみるのが研究者たちの一致した見解である。¹⁴⁾

8. ケベックフランス語の特色

発音について広く知られているケベックフランス語の特色は、[t]と[d]が歯擦音化して[s]、[z]になることである。これによって *petit* プティは [pʰtsi プツイ]、*dit* デイは [dzi ズィ] と発音される。Walter によれば、アカディアにはこの特色は見られないそうであるが、アカディアにもルイジアナにも見られるとする説もある。¹⁵⁾ また16世紀のフランスでは、oiは[w e]と発音されていたが、カナダでは地方によってこの古風な発音を残しているところがある。1930年代と1940年代にケベック州の首相を務めたデュプレッシ Duplessis は、お喋りな閣僚に向かって“*Toué, tais-toué!* トウエ、テトウエ：君、黙りたまえ！”と、*toi* をトワではなくてトウエと言っていたそうである。¹⁶⁾ さらには、[i]と[u]がとても弱くなって、アクセントのあるシラブルを除き、消える傾向がある。¹⁷⁾ *densité* は *densté*、*université* は *unversté* と綴られたように発音される。これとは反対に、年齢や階層によっては、母音が二重母音化する傾向もみられる。*crêpe* は [kraip]、*taupe* は [toup]、*mère* は [maer]、*notaire* は [notaer] になる。

ケベックフランス語の語彙面での特徴には、三つの要素が関係している。まずアメリカインディアンから採り入れた動植物名で、これはヨーロッパにはない自然との出会いが生んだものである。つぎにフランス北西部の方言の流れを伝える地方色豊かな表現である。¹⁸⁾ たとえば「ドアに鍵をかけて閉める *fermer la porte à clé*」の意味で使われる *barrer la porte* は、現在でもフランスのアンジュー地方でよく耳にするが、その原義は「扉にかんぬきをかける」であり、昔の扉の姿を今に伝える表現である。また「雨が降る」を *Il mouille* と言うが、この表現は今でもブルターニュに残っている。しかしなんといってもケベックフランス語の最大の特徴は、英語から大量のことばが移入されていることである。これは枚挙にいとまがないほどで、Walter はレストラン風景を例にとって、ケベックとフランスのことばを対比している。¹⁹⁾ *spécial*

du jour - plat du jour, liste des vins - carte des vins, salle de bains - toilettes, note - addition と、前者のケベック語には英語の影響が色濃く出ている。けれどもフランスに比べ常にケベックが英語寄りだと断定することはできない。Walter によるケベック - フランスの続きをみてみよう。traversier - ferry, fin de semaine - week-end, casse-tête - puzzle, parc de stationnement - parking, chan-dail - pull-over, maïs soufflé - pop-corn などでは、後者のフランスがより英語的である。つぎによく指摘されることは、ケベックの現代社会では 2 人称単数で vous より tu を使う範囲・頻度が高まっているという現象である。とはいえ語彙領域をこえて、文法規則に抵触する現象はケベックでは生じにくい。オンタリオ州のフランス語で興味深い傾向が報告されている。そのひとつは Ils prend pas l'autobus のように、複数三人称の主語に単数三人称の動詞を使うものである。また Je suis peur, Je suis douze など avoir に代えて être を用いるのは、英語からの類推による。²⁰⁾

9. 結びにかえて

ルイ 14 世による絶対主義体制の絶頂期に、宰相リシュリューが創設したアカデミーフランセーズ等によってフランス語は上流社会のことばとして“純化”された。そのころのフランスではラシーヌたちによる古典主義文学が花開き、その後フランス語は二百年以上ものあいだ唯一の国際語としての地位を享受した。それが崩れるのは第一次大戦終結時の 1919 年、ヴェルサイユ条約締結のときで、米国のウイルソン大統領とイギリスのロイド・ジョージ首相は、条約がフランス語だけでなく英語でも起草されることを求めた。一方植民地カナダでは、ルイ 14 世に続くルイ 15 世が 1763 年にケベックを手放して以来、フランス語はイギリス人のパトロンの下で働く“二級市民”が使うことばになってしまい、華やかな外交語としてのフランス語とは正反対の運命をたどらなければならなかった。ケベック人がフランス語を自分たちのことばとして取り戻すには、1977 年の「フランス語憲章」を待たなければならなかった。

現在カナダの公用語は英語とフランス語である。しかし州としてこれらの二言語を公用語と規定しているのは、ニュー・ブランズウィック州だけである。ケベック州は上述のようにフランス語のみを公用語とし、残る州は、英語のみを公用語としている。統計によれば、カナダにおける英語話者は

59.1%、フランス語話者は22.9%、残る18%は英仏語以外のことばを話す。英仏語に続くことばは約90万人の話者を持つ中国語だという。²¹⁾筆者は2004年夏のケベック州滞在に続き、2005年の夏には、歴史的にフランスと縁の深いアカディア地方と呼ばれるニュー・ブランズウィック、ノヴァスコシア、プリンス・エドワード島の臨海部を駆け足で回ってみたが、そこでのひとびとの日常語は英語が主流で、フランス語はほとんど理解してもらえなかった。ニュー・ブランズウィックでは、ケベック州に隣接する地域でフランス語が話されていると聞かすが、その地まで足をのばす余裕がなかった。しかし多様な民族で構成されている移民社会では、英語が共通言語として機能していても、それとともに出自による母語をも話すバイリンガルのひとびとも多い。ケベックでも英仏バイリンガルのひとびとに多く出会ったが、基軸はフランス語であった。それはこの夏ノヴァスコシアで出会った30代の女性のつぎのようなことばからもうかがえる。「私はモンリオールで生まれ育った。でも両親がドイツ系だったので英語系の学校に行き、フランス語がよくできない。フランス語ができないと、モンリオールでは職につけない。両親も私もモンリオールが大好きで離れたくはなかったけれど、仕方なくトロントに住んでいるの」と。バイリンガルが理想であっても、それをすべてのひとが手にすることは困難なようである。

(注)

- 1) 『フランスとアメリカ大陸1』大航海時代叢書、第Ⅱ期 第19巻(1982年、岩波書店) p5-144 所収。
- 2) Grenon p7.
- 3) 『資料が語るカナダ』 p42.
- 4) 連邦制を推進した状況として、1861-1865年のアメリカ南北戦争と、カナダ横断鉄道建設計画があった。このときの協議に参加したプリンス・エドワードとニューファンドランドの二島は、いずれもこれらに関心が薄く、両島が連邦に加入するのはプリンス・エドワード島が1873年、ニューファンドランド島は1949年になる。
- 5) 『資料が語るカナダ』 p14.
- 6) Walter p249.
- 7) Cajolet-Laganière et Martel p40.
- 8) 小林順子 p19.

- 9) 同上、p 33-34.
- 10) 同上、p 80.
- 11) Tétu de Labsade p 123 ; Michèle Lalonde の *Speak White* (1969) と題された詩もよく知られている。これについては Gauvin et Miron p 296-301.
- 12) 竹中豊 p 192.
- 13) Cajolet-Laganière et Martel p 64.
- 14) Tritter p 296.
- 15) Walter p 250, Tétu de Labsade p 109.
- 16) Tétu de Labsade p 109.
- 17) Tritter p 296, Tétu de Labsade p 109, Walter p 250.
- 18) Walter p 241, Tétu de Labsade p 111.
- 19) Walter p 253-256.
- 20) Tritter p 293.
- 21) ここでの統計値は *L'Année francophone internationale, 2004*, p 96 による。

(参考文献)

- Hérène Cajolet-Laganière et Pierre Martel (1995) : *La qualité de la langue au Québec*, Institut québécois de recherche sur la culture, Québec.
- Lise Gauvin et Gaston Miron (1998) : *Écrivains contemporains du Québec, Anthologie*, L'Hexagone, Montréal.
- Jean-Yves Grenon (1997) : *Pierre Dugua de Mons, Fondateur de l'Acadie (1604-5) Co-fondateur de Québec(1608)*, Peninsular Press, Annapolis Royal.
- Françoise Tétu de Labsade (2001) : *Le Québec, un pays, une culture*, Boréal, Montréal.
- Jean-Louis Tritter (1999) : *Histoire de la langue française*, Ellipses, Paris.
- Henriette Walter (1998) : *Le français d'ici, de là, de là-bas*, J.-C. Lattès, Paris.
- L'Année francophone internationale, 2004* (2003), CIDEF-AFI, Québec.
- 小林順子 (1994) : 『ケベック州の教育』 東信堂
- 竹中豊 (2000) : 『カナダ 大いなる孤高の地』 彩流社
- 飯野正子・綾部恒雄編著 (2003) : 『カナダを知るための 60 章』 明石書店
- 日本カナダ学会編 (1997) : 『資料が語るカナダ』 有斐閣